

マネロンガイドラインの一部改正

2019/04 掲載

金融庁は2019年4月10日、金融機関等のマネロン・テロ資金供与対策(AML/CFT)の実効的な態勢整備を図ることを目的とした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の一部改正を公表した。

ガイドライン改正の概要は以下のとおり。

- ① グローバルスタンダードを踏まえ、テロ資金供与対策および拡散金融対策についての基本的考え方を明記。
- ② リスクの特定に関し、業態が共通で参照すべき分析と、各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析の双方を十分に踏まえることを明記。
- ③ 「顧客管理(CDD)」の【対応が求められる事項】として、全顧客についてのリスク評価を行い、これに応じて講ずべきリスク低減措置を判断することが明確化されるとともに、継続的顧客管理措置に関し、顧客のリスク評価の見直し等が追記。
- ④ 「データ管理(データ・ガバナンス)」の項目において、ITシステムに用いられるデータについて、網羅性・正確性等について定期的に検証することが【対応が求められる事項】として新設。

詳しくは金融庁ホームページ

(https://www.fsa.go.jp/news/30/20190410amlcft/fsa_amlcft1904.html)